

A 研究目的

日本においては、子どもへの虐待が疑われた場合、児童福祉法第33条によって、児童相談所長の職権による一時保護が可能である。ただし、この一時保護は、子どもの生命や安全を確保するために緊急措置として認められたものであり、長期間子どもと家族（保護者）を分離することを目的とした措置ではない。ただし、状況や内容からみてすぐに子どもを家族（保護者）に戻すべきではないと判断した場合は、児童福祉法第27条第1項第3号（以下、「3号措置」という）に基づき長期分離を図ることができる。

3号措置の内容としては、①児童福祉施設に入所させるか、②子どもを里親に委託するかの2つの措置方法がある。

児童福祉施設に入所措置する場合は、「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環として取り扱われ、慎重な判断に基づいて行われなければならないことが児童相談所運営指針で規定されている。

本研究では、全調査事例119件のうち被虐待児童の入所先として最も一般的な施設である児童養護施設入所措置となった46例（38.6%）について検討した。

本調査の目的は、児童相談所から児童福祉施設に入所した被虐待児童の実態を把握すること。並びにその経緯と被虐待児・家族支援のあり方と今後の方向性について検討することである。ここでいう「被虐待児童の実態」とは、基礎的なものとしての、性別、種別、重症度等、子どもが直面する困難、養育者の生活上の困難、児童相談所の動き等、幅広く捉えることとする。

B 研究方法

平成15年度に札幌市及び北海道内の8児童相談所において虐待相談として受理した119事例全てのうち、児童養護施設入所に至った46事例である。研究班メンバーが各児童相談所を訪問し、児童票より必要事項を調査・転記し、個人情報保護が可能な形に整理したものから児童養護施設入所に至ったケースのみ取り上げた。46例の内訳は、5歳が17例、10歳が11例、14歳・15歳が18例である。また虐待種別では、身体的虐待が12例、ネグレクトが24例、心理的虐待が6例、性的虐待が4例である。以下の結果はこの46例を対象としている。結果は、年齢カテゴリー別（5歳、10歳、14・15歳）に整理している。

本報告書における記述と分析については、各調査項目の単純集計を基本とした。これは、児童養護施設入所に至った児童と家庭の基本的構造を知る目的のためである。

C. 研究結果

1. 年齢カテゴリー

1 基礎情報

（1）性別（表1-1）

【5歳】 性別は、「男」9例(52.9%)、「女」8例(47.1%)である。

【10歳】 性別は、「男」9例(81.8%)、「女」2例(18.2%)である。

【14・15歳】 性別は、「男」11例(61.1%)、「女」7例(38.9%)である。

表1-1 性別

	対象数	男	女
5歳	17 100.0%	9 52.9%	8 47.1%
10歳	11 100.0%	9 81.8%	2 18.2%
14・15歳	18 100.0%	11 61.1%	7 38.9%
計	46 100.0%	29 63.0%	17 37.0%

(2) 種別 (表 1-2)

【5歳】虐待の種別は、「ネグレクト」10例(58.8%)と半数以上を占め、次いで「身体的虐待」5例(29.4%)、「心理的虐待」2例(11.8%)、「性的虐待」の事例はない。

【10歳】虐待の種別は、「ネグレクト」6例(54.5%)、「身体的虐待」4例(36.4%)、「性的虐待」1例(9.1%)で、「心理的虐待」の事例はない。

【14・15歳】虐待の種別は、「ネグレクト」8例(44.4%)が一番多く、次いで「心理的虐待」4例(22.2%)、「身体的虐待」3例(16.7%)、「性的虐待」3例(16.7%)である。

表1-2 種別

	対象数	身体的	ネグレクト	心理的	性的
5歳	17 100.0%	5 29.4%	10 58.8%	2 11.8%	0 0.0%
10歳	11 100.0%	4 36.4%	6 54.5%	0 0.0%	1 9.1%
14・15歳	18 100.0%	3 16.7%	8 44.4%	4 22.2%	3 16.7%
計	46 100.0%	12 26.1%	24 52.2%	6 13.0%	4 8.7%

(3) 重症度 (表 1-3)

【5歳】重症度は、「中度」11例(64.7%)、「重度」3例(17.6%)、「軽度」2例(11.8%)、「危惧あり」1例(5.9%)である。

【10歳】重症度は、「中度」4例(36.4%)、「軽度」3例(27.3%)、「重度」3例(27.3%)とほぼ同じ割合で、その他、「危惧あり」1

例(9.1%)である。

【14・15歳】重症度は、「中度」11例(61.1%)、「重度」6例(33.3%)、「軽度」1例(5.6%)である。

表1-3 重症度

	対象数	重度	中度	軽度	危惧あり
5歳	17 100.0%	3 17.6%	11 64.7%	2 11.8%	1 5.9%
10歳	11 100.0%	3 27.3%	4 36.4%	3 27.3%	1 9.1%
14・15歳	18 100.0%	6 33.3%	11 61.1%	1 5.6%	0 0.0%
計	46 100.0%	12 38.3%	26 56.5%	6 13.0%	2 4.3%

(4) 家族構成 (表 1-4)

【5歳】家族構成は、「父母子」11例(64.7%)と「一人親世帯」6例(35.3%)の2形態である。

【10歳】家族構成は、「一人親世帯」7例(63.6%)、「父母子」4例(36.4%)である。

【14・15歳】家族構成は、「一人親世帯」11例(61.1%)、「父母子」6例(33.3%)、「父母子+祖父母」1例(5.6%)である。

表1-4 家族構成

	対象数	一人親世帯	父母子	父母子+祖父母	その他
5歳	17 100.0%	6 35.3%	11 64.7%	0 0.0%	0 0.0%
10歳	11 100.0%	7 63.6%	4 36.4%	0 0.0%	0 0.0%
14・15歳	18 100.0%	11 61.1%	6 33.3%	1 5.6%	0 0.0%
計	46 100.0%	24 52.2%	21 45.7%	1 2.2%	0 0.0%

(5) 虐待者 (表 1-5)

※ここでは、実父以外の父を「継父」、実母以外の母を「継母」とする(以下、同様)。

【5歳】虐待者は、実母「9例」(52.9%)と半数以上である。その他、「実父」2例(11.8%)、「実母+実父」2例(11.8%)、「継母」1例(5.9%)、「継父」1例(5.9%)、「内縁夫」1例

表1-5 虐待者

	対象数	実母	継母	内縁妻	実父	継父	内縁夫	実母+実父	実母+継父
5歳	17 100.0%	9 52.9%	1 5.9%	0 0.0%	2 11.8%	1 5.9%	1 5.9%	2 11.8%	1 5.9%
10歳	11 100.0%	6 54.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	2 18.2%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%
14・15歳	18 100.0%	8 44.4%	1 5.6%	1 5.6%	2 11.1%	4 22.2%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%
計	46 100.0%	23 50.0%	2 4.3%	1 2.2%	5 10.9%	7 15.2%	1 2.2%	4 8.7%	2 4.3%

※その他…異父姉、実母、祖父、母知人

表1-6 住居

	対象数	一軒家	マンション	賃貸AP・M	公営住宅	間借り	不明・記載なし
5歳	17 100.0%	1 5.9%	0 0.0%	7 41.2%	6 35.3%	0 0.0%	3 17.6%
10歳	11 100.0%	0 0.0%	1 9.1%	7 63.6%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%
14・15歳	18 100.0%	3 16.7%	0 5.6%	6 33.3%	8 44.4%	0 0.0%	1 5.6%
計	46 100.0%	4 8.7%	1 2.2%	20 43.5%	17 37.0%	0 0.0%	4 8.7%

(5.9%)、「実母+継父」1例(5.9%)である。

【10歳】虐待者は、「実母」6例(54.5%)と半数を占め、「継父」2例(18.2%)、「実父」1例(9.1%)、「実母+実父」1例(9.1%)、「実母+内縁夫」1例(9.1%)である。

【14・15歳】虐待者は、「実母」8例(44.4%)、「継父」4例(22.2%)、「実父」2例(11.1%)の順に多く、ほかに、「継母」1例(5.6%)、「内縁妻」1例(5.6%)、「実母+実父」1例(5.6%)、その他として「多人数(異父姉+実母+祖父+母知人)」が虐待している事例が1例(5.6%)である。

(6) 住居 (表1-6)

【5歳】住居の形態は、「賃貸アパート・マンション」7例(41.2%)、「公営住宅」6例(35.3%)、「一軒家」1例(5.9%)、「不明・記載なし」3例(17.6%)である。

【10歳】住居の形態は、「賃貸アパート・

マンション」7例(63.6%)、「公営住宅」3例(27.3%)、「マンション」1例(9.1%)である。

【14・15歳】住居の形態は、「公営住宅」8例(44.4%)、「賃貸アパート・マンション」6例(33.3%)、「一軒家」3例(16.7%)、「不明・記載なし」1例(5.6%)の順である。

(7) 課税状況 (表1-7)

【5歳】課税状況は、「生活保護世帯」6例(35.3%)、「課税世帯」3例(17.6%)、「非課税世帯」1例(5.9%)の順であり、「不明・記載なし」7例(41.2%)である。

【10歳】課税状況は、「生活保護世帯」4例(36.4%)、「課税世帯」4例(36.4%)、「不明・記載なし」3例(27.3%)である。

【14・15歳】課税状況は、「生活保護世帯」9例(50.0%)と半数を占め、ほかに「課

表1-7 課税状況

	対象数	課税世帯	非課税世帯	活保護世帯	不明
5歳	17	3	1	6	7
	100.0%	17.6%	5.9%	35.3%	41.2%
10歳	11	4	0	4	3
	100.0%	36.4%	0.0%	36.4%	27.3%
14・15歳	18	2	1	9	6
	100.0%	11.1%	5.6%	50.0%	33.3%
計	46	9	2	19	16
	100.0%	19.6%	4.3%	41.3%	34.8%

表1-8 負債

	対象数	有	無	不明
5歳	17	8	0	9
	100.0%	47.1%	0.0%	52.9%
10歳	11	5	1	5
	100.0%	45.5%	9.1%	45.5%
14・15歳	18	6	1	11
	100.0%	33.3%	5.6%	61.1%
計	46	19	2	25
	100.0%	41.3%	4.3%	54.3%

表1-9 保護歴

	対象数	有	無	不明
5歳	17	4	2	11
	100.0%	23.5%	11.8%	64.7%
10歳	11	2	2	7
	100.0%	18.2%	18.2%	63.6%
14・15歳	18	5	6	7
	100.0%	27.8%	33.3%	38.9%
計	46	11	10	25
	100.0%	24.0%	21.7%	54.3%

税世帯」2例(11.1%)、「非課税世帯」1例(5.6%)、「不明」6例(33.3%)である。

(8) 負債 (表1-8)

【5歳】負債の状況は、「負債あり」が8例(47.1%)、「不明」9例(52.9%)である。

【10歳】負債の状況は、「負債あり」5例(45.5%)、「負債なし」1例(9.1%)、「不明」5例(45.5%)である。

【14・15歳】負債の状況は、「負債あり」6例(33.3%)、「負債なし」1例(5.6%)、「不明」11例(61.1%)である。

(9) 保護歴 (表1-9)

【5歳】保護歴については、「あり」4例(23.5%)、「なし」2例(11.8%)、「不明」11例(64.7%)である。

【10歳】保護歴については、「あり」2例(18.2%)、「なし」2例(18.2%)、「不明」7例(63.6%)である。

【14・15歳】保護歴については、「あり」5例(27.8%)、「なし」6例(33.3%)、「不明」7例(38.9%)である。

表1-10 転居歴

	対象数	有	無	不明
5歳	17 100.0%	11 64.7%	5 29.4%	1 5.9%
10歳	11 100.0%	5 45.5%	6 54.5%	0 0.0%
14・15歳	18 100.0%	10 55.6%	7 38.9%	1 5.6%
計	46 100.0%	26 56.5%	18 39.1%	2 4.3%

表1-11 生活困難度

	対象数	困難	多少困難	非困難	不明
5歳	17 100.0%	11 64.7%	3 17.6%	1 5.9%	2 11.8%
10歳	11 100.0%	9 81.8%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%
14・15歳	18 100.0%	13 72.2%	5 27.8%	0 0.0%	0 0.0%
計	46 100.0%	33 71.7%	9 19.6%	2 4.3%	2 4.3%

表1-12 受理前相談歴

	対象数	有	無
5歳	17 100.0%	9 52.9%	8 47.1%
10歳	11 100.0%	9 81.8%	2 18.2%
14・15歳	18 100.0%	14 77.8%	4 22.2%
計	46 100.0%	32 69.6%	14 30.4%

(10) 転居歴 (表 1-10)

【5歳】転居歴については、「あり」11例(64.7%)、「なし」5例(29.4%)、「不明」1例(5.9%)である。

【10歳】転居歴については、「あり」5例(45.5%)、「なし」6例(54.5%)、と同数である。

【14・15歳】転居歴については、「あり」10例(55.6%)、「なし」7例(38.9%)、「不明」1例(5.6%)である。

【5歳】生活困難度は、「困難」11例(64.7%)、「多少困難」3例(17.6%)、「非困難」1例(5.9%)、「不明」2例(11.8%)である。

【10歳】生活困難度は、「困難」9例(81.8%)、「多少困難」1例(9.1%)、「非困難」1例(9.1%)である。

【14・15歳】生活困難度は、「困難」13例(72.2%)、「多少困難」5例(27.8%)で、「非困難」はない。

(12) 受理前相談歴 (表 1-12)

【5歳】見相としての関わりにおける受理

(11) 生活困難度 (表 1-11)

表1-13 一時保護

	対象数	実施	未
5歳	17 100.0%	17 100.0%	0 0.0%
10歳	11 100.0%	9 81.8%	2 18.2%
14・15歳	18 100.0%	16 88.9%	2 11.1%
計	46 100.0%	42 91.3%	4 8.7%

表1-14 現況

	対象数	指導終結	指導継続	助言指導 継続	児童養護 施設入所	養護学校 寄宿舍
5歳	17 100.0%	5 29.4%	2 11.8%	1 5.9%	9 52.9%	0 0.0%
10歳	11 100.0%	6 54.5%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	0 0.0%
14・15歳	18 100.0%	18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	46 100.0%	29 63.0%	2 4.3%	1 2.2%	14 30.4%	0 0.0%

前相談歴は、「相談歴あり」9例(52.9%)、「相談歴なし」8例(47.1%)である。

【10歳】児相としての関わりにおける受理前相談歴は、「相談歴あり」9例(81.8%)、「相談歴なし」2例(18.2%)である。

【14・15歳】児相としての関わりにおける受理前相談歴は、「相談歴あり」14例(77.8%)、「相談歴なし」4例(22.2%)である。

(13) 一時保護 (表1-13)

【5歳】一時保護を「行った」事例は、17例(100.0%)全てである。

【10歳】児相が一時保護を「行った」事例は9例(69.2%)で、「行わなかった」のは4例(30.8%)である。

【14・15歳】一時保護を「行った」事例は16例(88.9%)、「行わなかった」のは2例(11.1%)である。

(14) 現況 (表1-14)

【5歳】事例の現況としては、「児童養護施設入所」が9例(52.9%)と半数を占め、「指導終結」5例(29.4%)、「指導継続」2例(11.8%)、「助言指導継続」1例(5.9%)の順である。

【10歳】事例の現況としては、「指導終結」6例(54.5%)、「児童養護施設入所中」が5例(45.5%)である。

【14・15歳】事例の現況としては、すべての事例が「指導終結」(18例(100.0%))である。

2 子どもが直面する困難

(1) 当該児童 (表2-1)

【5歳】当該児童の直面する困難は、「障害」11例(64.7%)、「不登校(傾向)」4例(23.5%)、「暴力傾向・非行」4例(23.5%)、「いじめ被害」1例(5.9%)である。※重複あり、事例数(n=17)。

表2-1 子どもの直面する困難—当該児童

	対象数	障害	いじめ被害	不登校(傾向)	暴力傾向・非行
5歳	17	11	1	4	4
	100.0%	64.7%	5.9%	23.5%	23.5%
10歳	11	2	0	6	3
	100.0%	18.2%	0.0%	54.5%	27.3%
14・15歳	18	9	7	10	6
	100.0%	50.0%	38.9%	55.6%	33.3%
計	46	22	8	20	13
	100.0%	47.8%	17.4%	43.5%	28.3%

表2-2 子どもの直面する困難—兄弟姉妹

	対象数	障害	いじめ被害	不登校(傾向)	暴力傾向・非行
5歳	17	8	2	6	6
	100.0%	47.1%	11.8%	35.3%	35.3%
10歳	11	2	1	5	3
	100.0%	18.2%	9.1%	45.5%	27.3%
14・15歳	18	10	1	6	5
	100.0%	55.6%	5.6%	33.3%	27.8%
計	46	20	4	17	14
	100.0%	43.5%	8.7%	37.0%	30.4%

※重複あり。事例数での割合。

【10歳】当該児童の直面する困難は、「不登校(傾向)」6例(54.5%)、「暴力傾向・非行」3例(27.3%)、「障害」2例(18.2%)で、「いじめ被害」の事例はない。※重複あり、事例数(n=11)。

【14・15歳】当該児童の直面する困難は、「不登校(傾向)」10例(55.6%)、「障害」9例(50.0%)、「いじめ被害」7例(38.9%)、「暴力傾向・非行」6例(33.3%)である。※重複あり、事例数(n=18)。

(2) 兄弟姉妹 (表2-2)

【5歳】当該児童の兄弟姉妹が直面する困難は、「不登校(傾向)」6例(35.3%)、「暴力傾向・非行」6例(35.3%)、「障害」8例(47.1%)、「いじめ被害」2例(11.8%)である。※重複あり、事例数(n=17)。

【10歳】当該児童の兄弟姉妹が直面する困難は、「不登校(傾向)」5例(45.5%)、

「暴力傾向・非行」3例(27.3%)、「障害」2例(18.2%)、「いじめ被害」1例(9.1%)である。※重複あり、事例数(n=11)。

【14・15歳】当該児童の兄弟姉妹が直面する困難は、「障害」10例(55.6%)、「不登校(傾向)」6例(33.3%)、「暴力傾向・非行」5例(27.8%)、「いじめ被害」1例(5.6%)である。※重複あり、事例数(n=18)。

3 養育者の生活上の出来事 (表3)

【5歳】養育者の生活上の出来事としては、すべての事例で「経済問題がある」(17例(100.0%))。次いで「解雇・失業」13例(76.5%)、「離婚」12例(70.6%)、その他、「けが・疾病」6例(35.3%)、「住宅問題」3例(17.6%)、「拘禁」3例(17.6%)、「不望妊娠」2例(11.8%)である。※重複あり、事例数(n=17)。

表3 養育者の生活上の出来事

	対象数	けが・疾病	解雇・失業	経済問題	住居問題	拘禁	離婚	不望妊娠
5歳	17	6	13	17	3	3	12	2
	100.0%	35.3%	76.5%	100.0%	17.6%	17.6%	70.6%	11.8%
10歳	11	10	6	10	3	2	10	0
	100.0%	90.9%	54.5%	90.9%	27.3%	18.2%	90.9%	0.0%
14・15歳	18	7	13	16	9	1	18	2
	100.0%	38.9%	72.2%	88.9%	50.0%	5.6%	100.0%	11.1%
計	46	23	32	43	15	6	40	4
	100.0%	50.0%	69.6%	93.5%	32.6%	13.0%	87.0%	8.7%

※重複あり。事例数での割合。

表4 家族関係

	対象数	夫婦不和	DV・疑い	育児非協力
5歳	17	7	7	6
	100.0%	41.2%	41.2%	35.3%
10歳	11	6	3	3
	100.0%	54.5%	27.3%	27.3%
14・15歳	18	11	5	8
	100.0%	61.1%	27.8%	44.4%
計	46	24	15	17
	100.0%	52.2%	32.6%	37.0%

※重複あり。事例数での割合。

【10歳】養育者の生活上の出来事は、「経済問題」10例(90.9%)、「けが・疾病」10例(90.9%)、「離婚」10例(90.9%)、「解雇・失業」6例(54.5%)、「住宅問題」3例(27.3%)、「拘禁」2例(18.2%)の順である。※重複あり、事例数(n=11)。

【14・15歳】養育者の生活上の出来事としては、すべての事例で「離婚があり」(18例(100.0%))、次いで「経済問題」16例(88.9%)、「解雇・失業」13例(72.2%)、「住宅問題」9例(50.0%)、「けが・疾病」7例(38.9%)の順に多く、ほか、「不望妊娠」2例(11.1%)、「拘禁」1例(5.6%)である。※重複あり、事例数(n=18)。

4 家族関係 (表4)

【5歳】家族関係は、「夫婦不和」7例

(41.2%)、「DV・疑い」7例(41.2%)、「育児非協力」6例(35.3%)である。※重複あり、事例数(n=17)。

【10歳】家族関係は、「夫婦不和」6例(54.5%)、「DV・疑い」3例(27.3%)、「育児非協力」3例(27.3%)である。※重複あり、事例数(n=11)。

【14・15歳】家族関係は、「夫婦不和」11例(61.1%)、「育児非協力」8例(44.4%)、「DV・疑い」5例(27.8%)である。※重複あり、事例数(n=18)。

5 養育者の状態

(1) 心身の状況 (表5-1)

【5歳】養育者の心身の状況では、「攻撃虚言対人関係」5例(29.4%)、「精神病・神経症」3例(17.6%)、「知的障害」3例(17.6%)、

表5-1 養育者の心身の状況

	対象数	精神病・神経症	アルコール／薬物問題	人格障害	知的障害	その他の疾病・障害	攻撃虚言対人関係
5歳	17 100.0%	3 17.6%	1 5.9%	1 5.9%	3 17.6%	2 11.8%	5 29.4%
10歳	11 100.0%	7 63.6%	0 0.0%	2 18.2%	1 9.1%	4 36.4%	4 36.4%
14・15歳	18 100.0%	3 16.7%	5 27.8%	2 11.1%	6 33.3%	7 38.9%	9 50.0%
計	46 100.0%	13 28.3%	6 13.0%	5 10.9%	10 21.7%	13 28.3%	18 39.1%

※重複あり。事例数での割合。

表5-2 養育者の意識・社会関係

	対象数	育児に拒否的な感情	虐待認識	支援の受け入れ	支援になる公的機関	親身な友人・親族
5歳	17 100.0%	5 29.4%	12 70.6%	16 94.1%	10 58.8%	11 64.7%
10歳	11 100.0%	4 36.4%	6 54.5%	8 72.7%	5 45.5%	7 63.6%
14・15歳	18 100.0%	7 38.9%	5 27.8%	15 83.3%	11 61.1%	13 72.2%
計	46 100.0%	16 34.8%	23 50.0%	39 84.8%	26 56.5%	31 67.4%

※重複あり。事例数での割合。

その他、「疾病・障害」2例(11.8%)、「アルコール／薬物問題」1例(5.9%)、「人格障害」1例(5.9%)である。※重複あり、事例数(n=17)。

【10歳】養育者の心身の状況は、「精神病・神経症」7例(63.6%)、その他、「疾病・障害」4例(36.4%)、「攻撃虚言対人関係」4例(36.4%)、「人格障害」2例(18.2%)、「知的障害」1例(9.1%)で、「アルコール／薬物問題」の事例はない。※重複あり、事例数(n=11)。

【14・15歳】養育者の心身の状況では、「攻撃虚言対人関係」9例(50.0%)、その他、「疾病・障害」7例(38.9%)、「知的障害」6例(33.3%)、「アルコール／薬物問題」5例(27.8%)、「精神病・神経症」3例(16.7%)

である。※重複あり、事例数(n=18)。

(2) 意識・社会関係 (表5-2)

【5歳】養育者の意識・社会関係は、「支援の受け入れ意識があった」事例は16例(94.1%)、「虐待認識があった」事例は12例(70.6%)、「親身な友人・親族がいた」事例11例(64.7%)、「支援になる公的機関があった」事例10例(58.8%)、「育児に拒否的な感情を持っていた」事例が5例(29.4%)である。※重複あり、事例数(n=17)。

【10歳】養育者の意識としては、「支援の受け入れ意識があった」事例8例(72.7%)、「虐待認識があった」事例6例(54.5%)、「育児に拒否的な感情を持っていた」事例は4例(36.4%)である。また、社会関係では、

表6 最初の動きは何か

	計	養護相談								しつけ 育児相談	言語発達 相談	知的障害 相談	性格行動 相談	不登校 相談
		養育 拒否	虐待	疾病	監護 不適當	受刑	学校	不明						
5歳	17 100.0%	15 88.2%	2 —	5 —	3 —	4 —	0 —	0 —	1 —	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
10歳	11 100.0%	8 72.7%	1 —	1 —	1 —	3 —	1 —	1 —	0 —	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%
14・15歳	18 100.0%	12 66.7%	0 —	7 —	0 —	4 —	0 —	0 —	1 —	1 5.6%	1 5.6%	1 5.6%	1 5.6%	2 11.1%
計	46 100.0%	35 76.1%	3	13	4	11	1	1	2	2 4.3%	3 6.5%	1 2.2%	2 4.3%	3 6.5%

「親身な友人・親族がいた」事例 7 例(63.6%)、支援になる公的機関があった」事例 5 例(45.5%)である。※重複あり、事例数 (n=11)。

【14・15歳】養育者の意識としては、「支援の受け入れ意識があった」事例 15 例(83.3%)、「育児に拒否的な感情を持っていた」事例が 7 例(38.9%)、「虐待認識があった」事例 5 例(27.8%)である。また、養育者の社会関係は、「親身な友人・親族がいた」事例は 13 例(72.2%)、「支援になる公的機関があった」事例は 11 例(61.1%)である。※重複あり、事例数 (n=18)。

6. 最初の動きは何か (表 6)

【5歳】最初の動きとしては、「養護相談」15 例(88.2%)が大半を占め、15 例のうち「養育拒否」2 例、「虐待」5 例、「監護不適當」4 例、「不明」1 例である。その他、「しつけ育児相談」1 例(5.9%)、「言語発達相談」1 例(5.9%)である。

【10歳】最初の動きでは、「養護相談」8 例(72.7%)、うち「監護不適當」3 例、「養育拒否」1 例、「虐待」1 例、「疾病」1 例、「受刑」1 例、「学校」1 例であり、その他、

「言語発達相談」1 例(9.1%)、「性格行動相談」1 例(9.1%)、「不登校相談」1 例(9.1%)である。

【14・15歳】最初の動きとしては、「養護相談」が 12 例(66.7%)、うち「虐待」7 例、「監護不適當」4 例、「不明」1 例であり、ほかには、「不登校相談」2 例(11.1%)、「しつけ育児相談」1 例(5.6%)、「言語発達相談」1 例(5.6%)、「知的障害相談」1 例(5.6%)、「性格行動相談」1 例(5.6%)である。

7 最初の通告(児相の関わり) (表 7)

【5歳】最初の通告から児相が関わっていた期間としては、「当該受理」が 9 例(52.9%)と約半数で、「2 年以上 3 年未満」が 4 例(23.5%)、「3 年以上 4 年未満」が 2 例(11.8%)、「1 年以上 2 年未満」が 2 例(11.8%)の順である。

【10歳】最初の通告から児相が関わった期間は、「2 年以上 3 年未満」が 4 例(36.4%)、「6 年以上 7 年未満」が 3 例(27.3%)、「5 年以上 6 年未満」1 例(9.1%)、「1 年以上 2 年未満」1 例(9.1%)、「6 ヶ月以内」1 例(9.1%)、「当該受理」が 1 例(9.1%)である。

【14・15歳】最初の通告から児相が関

表7 最初の通告(児相の関わり)

	対象数	10年以上	10年未満 ～7年	7年未満 ～6年	6年未満 ～5年	5年未満 ～4年	4年未満 ～3年	3年未満 ～2年	2年未満 ～1年	1年未満 ～6ヶ月	6ヶ月未満	当該受理
5歳	17 100.0%	- -	- -	- -	- -	0 0.0%	2 11.8%	4 23.5%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	9 52.9%
10歳	11 100.0%	- -	0 0.0%	3 27.3%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	4 36.4%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%
14・15歳	18 100.0%	2 11.1%	3 16.7%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%	2 11.1%	1 5.6%	3 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 22.2%
計	46 100.0%	2 4.3%	3 6.5%	3 6.5%	2 4.3%	2 4.3%	4 8.7%	9 19.6%	6 13.0%	0 0.0%	1 2.2%	14 30.4%

表8 最後の関わり

	計	6ヶ月未満	6ヶ月～1 年未満	1～2年未 満	2～3年未 満	3～4年未 満	4～5年未 満	5～6年未 満	6～7年未 満
5歳	17 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	7(3) 41.2%	2(2) 11.8%	3(1) 17.6%	2 11.8%	3(2) 17.6%	0 0.0%
10歳	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	3 27.3%	1 9.1%	1 9.1%	2(1) 18.2%	3(3) 27.3%
14・15歳	18 100.0%	2 11.1%	0 0.0%	2 11.1%	3 16.7%	7 38.9%	4 22.2%	0 0.0%	0 0.0%
計	46 100.0%	2 4.3%	0 0.0%	10 21.7%	8 17.4%	11 23.9%	7 15.2%	5 10.9%	3 6.5%

※()の数値は上段の内数であり、現在入所中・指導継続中の数

わっていた期間は、「当該受理」が 4 例(22.2%)、「7年以上 10年未満」3例(16.7%)、「1年以上 2年未満」3例(16.7%)、「10年以上」が 2例(11.1%)、「4年以上 5年未満」2例(11.1%)、「3年以上 4年未満」2例(11.1%)、「5年以上 6年未満」1例(5.6%)、「2年以上 3年未満」1例(5.6%)である。

8 最後の関わり (表 8)

【5歳】最後の関わりまでの期間は、「1年以上 2年未満」7例(41.2%)と最も多く、7例のうち 2例が現在施設入所中である。「2年以上 3年未満」は 2例(11.8%)で、2例ともに現在入所中である。また、「3年以上 4年未満」は 3例(17.6%)で、うち 1例は指導継続中である。「4年以上 5年未満」は 2例(11.8%)、「5年以上 6年未満」3例(17.6%)で、うち現在入所中 1例・指導継続中 1例である。

【10歳】最後の関わりまでの期間は、「2年以上 3年未満」が 3例(27.3%)、「5年以上 6年未満」2例(18.2%)で、うち現在入所中が 1例である。「6年を超え 7年以内」が 3例(27.3%)で、すべて入所中である。その他、「1年以上 2年未満」1例(9.1%)、「7年」が 1例(9.1%)、「3年以上 4年未満」1例(9.1%)、「4年以上 5年未満」1例(9.1%)である。

【14・15歳】最後の関わりまでの期間は、「3年以上 4年未満」7例(38.9%)、「4年以上 5年未満」4例(22.2%)、「2年以上 3年未満」3例(16.7%)、「6ヶ月未満」2例(11.1%)、「1年以上 2年未満」2例(11.1%)である。

D. 考察

本調査の目的は、児童相談所から児童福祉施設に入所した被虐待児童の実態を把握

し、被虐待児・家族支援のあり方と今後の方向性について検討することであった。ここでは、年齢カテゴリー別にそれらの事柄から考察できる、児童相談所から児童福祉施設に入所した被虐待児童の社会的状況と児童相談所の処遇や支援のあり方について整理を試みる。ただし、本調査は児童相談所の詳細な援助過程の分析を行っていない。また、各児童相談所個々の特徴についてもふれていないという限界がある。

(1) 虐待の種別と主な虐待者、重症度

年齢カテゴリー（5歳）の場合、虐待の種別では、「ネグレクト」が約6割で一番多く、次いで「身体的虐待」約3割、「心理的虐待」は約1割、「性的虐待」はなかった。虐待者は、「実母」約5割、「実父」約1割の順に多かった。幼児の場合は、実母によるネグレクトや身体的虐待がその後の成長発達に与える影響を看過できないと判断していることが伺える。また、幼児の場合、虐待の重症度がすぐに生命の危険に関わるが、「中度」約6割、「重度」約3割、ということから、児童相談所が中度以上と判断した場合に児童養護施設入所を決定したことが伺える。

年齢カテゴリー（10歳）の場合、虐待の種別は、「ネグレクト」が5,4割を占め、「身体的虐待」3,6割であった。「性的虐待」が0,9割あった。虐待者は、「実母」が5割と半数を占め、「実父」が0,9割を加えると実親が約7割と多い。重症度は、「軽度」2,7割、「中度」3,6割、「重度」1,6割とほぼ同じ割合であった。10歳の場合は、幼児ほど緊急性を要しないまでも、児童の今後の健全な成長発達を考慮した場合や子ども自ら

が家に帰りたくない意見を表明した場合は、比較的重症度が低くとも施設入所させていることが伺える。また、数は少ないが、10歳頃から性的虐待の対象になる可能性があり、家族の中にその要因がなくならない限り、安易に帰すことをせず施設入所させていることが伺える。

年齢カテゴリー（14・15歳）の場合、虐待の種別は、「ネグレクト」約4割が一番多く、次いで「心理的虐待」約2割、「身体的虐待」1,6割、「性的虐待」1,6割である。虐待者は、「実母」約4割、「継父」2割、「実父」約1,1割であるが、継父（実父以外の父）の2割には性的虐待が含まれる。重症度は、「中度」が約6割と多く、「重度」約3割であった。14・15歳の場合は、性的虐待の被害にあった場合、自らそのことを相談できる可能性が増え、結果として潜在化していた問題が顕在化できる状況が垣間見える。他の年齢層の場合、性的虐待の被害にあっても顕在化しにくいことから、今後の重要な検討課題といえる。通常、主な虐待者の傾向として、実母、実父、継父（実父以外の父）の順になるが、施設入所対象児童の場合、実父、実父以外の父の順位が逆転していることが特徴的であった。これは、虐待者の血縁関係の有無が、措置の判断に何らかの影響を及ぼしていることの現れなのかもしれない。

(2) 家族が抱える生活上の困難

年齢カテゴリー（5歳）の場合、家族構成は、「父母子」が約6割と多く、「一人親世帯」は約3,5割である。課税状況は、「生活保護世帯」約3,5割、課税世帯1,7割、非課税世帯0,6割であるが、不明も4割を

占めた。生活困難度は、「困難」は約 6,5 割に上った。すべての事例で「経済問題」があったが、その中心は、「解雇・失業」約 7,6 割、「離婚」7 割である。幼児を抱える家族の年齢は比較的若い年齢層が多く、年取自体が相対的に低い可能性があり、その中で子育てをしなければならぬ状況と、安定しない職の問題が相関しているかもしれない。幼児を抱えて社会生活を維持しなければならない場合、多くのフォーマル・インフォーマルな資源を必要とするが、条件が十分に整っていないことが推察される。

年齢カテゴリー（10 歳）の場合、家族構成は、「一人親世帯」が約 6 割、「父母子」が 3,6 割であった。課税状況は、「生活保護世帯」3,6 割、「課税世帯」3,6 割であった。生活困難度は、「困難」が 8 割と多い。養育者の生活上の出来事は、重複はあるが「経済問題」が 9 割、「けが・疾病」が約 9 割、「離婚」約 9 割、「解雇・失業」5 割、「住宅問題」2,7 割となっている。

年齢カテゴリー（14・15 歳）の場合、家族構成は、「一人親世帯」約 6 割、「父母子」約 3 割であった。住居の形態は、「公営住宅」約 4 割、「賃貸アパート・マンション」約 3 割であった。課税状況は、「生活保護世帯」が半数を占めた。負債の状況は、「負債あり」が約 3 割と少ない。保護歴についても、「なし」が約 3 割であった。生活困難度は、「困難」が約 7 割、「多少困難」が約 3 割であった。養育者の生活上の出来事としては、すべての事例で「離婚があり」、次いで「経済問題」約 9 割、「解雇・失業」約 7 割、「住宅問題」約 5 割、「けが・疾病」約 4 割であった。

年齢カテゴリー（10 歳、14・15 歳）の

場合、生活の困窮性が虐待を生む背景となっていることは推察できるが、虐待を主訴とする施設入所を決定する要因とは必ずしもいいきれないようである。

全ての年齢カテゴリーで、その中心となる課題は、ひとり親（母子・父子）家庭の経済問題であり、生活費や学費等を基盤とする家計状況が整わず施設入所に至る状況が伺える。

（3）家族が抱える人間関係と社会的意識

年齢カテゴリー（5 歳）の場合、全て重複があるが、家族関係においては、「夫婦不和」、「DV・疑い」が合わせて約 8 割、「育児非協力」が約 3,5 割である。養育者の心身の状況では、「攻撃虚言対人関係」が約 3 割、「精神病・神経症」、「知的障害」がそれぞれ約 2 割となっており、育児ストレスの背景を検討していく場合には、各項目の意味するものを再検討する必要がある。養育者の意識・社会関係は、「育児に拒否的な感情を持っていた」事例が約 3 割である。「虐待認識の有無」については、約 7 割に認識があった。「支援の受け入れ意識」は 9 割と高いが、「支援になる公的機関があった」と意識した事例は 6 割であった。「親身な友人・親族がいた」と意識した約 6 割を合わせて考えると、意識が高くとも現実的には、具体的に施設入所を回避できるような手だてには至っていないことが伺える。

年齢カテゴリー（10 歳）の場合、全て重複があるが、家族関係は、「夫婦不和」が 5 割、「DV・疑い」2,7 割、「育児非協力」2,7 割であった。養育者の心身の状況は、「精神病・神経症」約 6 割、その他、「疾病・障害」約 3 割、「攻撃虚言対人関係」約 3 割であっ

た。養育者の意識としては、「支援の受け入れ意識があった」は約7割あり、「虐待認識があった」は約5割、「育児に拒否的な感情を持っていた」は約3割であった。また、社会関係では、「親身な友人・親族がいた」が約6割、「支援になる公的機関があった」が約4,5割であった。ここで特徴的なのは、家族関係において親が「精神病・神経症」や「疾病・障害」を抱えながらの子育てを行っていることであり、子どもへの影響は今に始まったことではなく、継続的に蓄積された課題がライフタスクに伴って、徐々に表出していくかのような様相が伺えることである。社会的意識は、幼児同様高いが、やはり具体的支援には結びつかず施設入所に至っているようである。

年齢カテゴリー（14・15歳）の場合、全て重複があるが、家族関係は、「夫婦不和」約6割、「育児非協力」約4割、「DV・疑い」約3割であった。養育者の心身の状況では、「攻撃虚言対人関係」が5割、「疾病・障害」約4割、「知的障害」約3割、「アルコール／薬物問題」2,7割であった。養育者の意識としては、「支援の受け入れ意識があった」が約8割、「育児に拒否的な感情を持っていた」が約4割、「虐待認識があった」が約3割であった。また、養育者の社会関係は、「親身な友人・親族がいた」は約7割、「支援になる公的機関があった」は約6割であった。14・15歳の場合、家族内での問題は一層多様性を増し、それまでは表出しなかった親の新たな問題が家族関係に影響を及ぼしているようである。特に親自身の「攻撃虚言対人関係」や「知的障害」、「アルコール／薬物問題」がもたらす影響を考慮した結果、施設入所措置に至ったと思わ

れる。また、養育者の意識としては、それまでに関係機関に相談してきた事例が多く、「支援の受け入れ意識」の高さに繋がっているとと思われる。

年齢が上がるにつれ、親の子どもへの虐待意識が低くなる傾向があるが、何故そのような傾向になるのかは今後の検討課題である。

（4）子どもが直面する困難

年齢カテゴリー（5歳）の場合、当該児童の直面する困難は、「障害」が約6割であり、発達障害を含む課題が浮上している。「不登校（傾向）」、「暴力傾向・非行」は、それぞれ約2割で、「いじめ被害」は0,5割と少なかった。幼児の場合は、親を介した生活上の諸困難が直接的に心身の発達・生命の安全に反映することから、健全な発達保障を実現していくために、関係機関がどのように判断・支援できるのかが問われるであろう。特に発達障害が疑われる子どもの場合、児童養護施設の役割機能の強化が課題である。

年齢カテゴリー（10歳）の場合、当該児童の直面する困難は、重複するが、「不登校（傾向）」が5,4割、「暴力傾向・非行」2,7割、「障害」1,8割で、「いじめ被害」はなかった。また、当該児童の兄弟姉妹が直面する困難は、重複するが、「不登校（傾向）」約4,5割、「暴力傾向・非行」2,7割、「障害」1,8割で、「いじめ被害」は0,9割と少なかった。10歳の場合は、当該児童の兄弟姉妹ともに「いじめ被害」というよりは、虐待によって、「不登校（傾向）」や「暴力傾向・非行」、「障害」の影響が大きいことが伺える。

年齢カテゴリー（14・15歳）の場合、当該児童の直面する困難は、重複するが、「不登校（傾向）」5,5割、「障害」5割、「いじめ被害」約4割、「暴力傾向・非行」約3割であった。当該児童の兄弟姉妹が直面する困難は、「障害」約5割、「不登校（傾向）」約3割、「暴力傾向・非行」約3割、「いじめ被害」0,5割であった。14・15歳の場合、当該児童の直面する困難は、当該児童の兄弟姉妹が直面する困難とあわせて拡散するが、家族内での問題を内包していても、子どもが、家族以外の人間関係によって支えられていれば、施設入所には至らない場合もある。逆に子ども自身が、施設入所を希望する場合もあり、事例毎の相違は顕著である。

E. 結論

最後に今回の調査結果と考察、児童票等から読み取れた事例内容によって示唆される児童相談所の当面の取り組み課題を以下のように整理しておく。

第1に、児童相談所は措置に至る経過として評価システムの機能基盤を整備すること。家族からの分離・保護必要性の判断をするために、既存のアセスメント表（リスク・アセスメントを含む）の見直しを行い、実態に即した評価システムの再構築にむけて取り組むこと。

第2に、子ども像・家族像の把握と理解のために、鳥瞰するためのジェノグラム・ファミリーマップ・エコマップ等のツールを積極的に活用し、子どもと家族を取り巻く生活状況を視覚化すること。特に子どもの施設退所を前提に家族の再統合・再調整を行う上でこれらのツールを用いて再度全

体像把握を行うこと。あわせて、①基本情報の整理、②身体的側面、③心理的側面、④社会的側面、⑤経済的側面、⑥家族構成・家族関係等の項目を再検討評価すること。特に発達障害をもつ子どもに対する理解を深めるための手だてを講じること。

第3に、クライアントと家族のどのようなニーズや欲求が充足されていないが故にこのような問題が生じているのかを検討し、①対象児・者のニーズ把握、②現段階での問題の特定をすること。あわせて、家族のエンパワメント・ストレングスを見いだすこと。

第4に、子どもの家族を取り巻く環境（人的・物的・社会的資源）との関係について理解に努め、不足している情報の整理を行い、今後の方向性（予測）の提示を児童養護施設に対して行うこと。特に、支援プログラム策定のためのアセスメントを、家庭環境の理解、地域状況の理解に基づき行うこと。さらに、児童養護施設以外の外部の資源を実態に即して活用できるよう具体的に検討し実施のあり方を模索すること。

第5に、施設入所後の被虐待児の家族と児童の再統合、再調整のために、被虐待児の親子関係調整やフォローを行い、子どもの生活の再形成・自立性回復のためのプログラムを作成し、保護者の養育状況改善のための手だて、施設退所後の見守りフォロー体制、在宅ケース支援、市町村や関係機関との調整やバックアップ機能等の具体的方策を確立すること。特にひとり親家庭の経済的支援の具体的方策を関係機関と連携して講じること。

第6に、児童福祉法第28条申し立て（親の同意が得られない場合の裁判所承認によ

る施設入所措置)によって施設入所となり、更新制度を行って措置延長の有無を決定する場合、この制度の実施にあつたて、更新判断がどのようになされたのかを明確にすること。その際、最低でも児童相談所は、保護者指導の実績、保護者の改善努力の実績、施設による子どものケアと回復成果等の総合的な判断内容を明らかにし、家族からの分離・保護必要性の判断がどのようになされたかを一層明確にすること。

第7に、児童相談所は、児童養護施設が被虐待児の養護について、心理療法・ケアワーク・ソーシャルワーク等の有機的連携の元に治療・教育的関わりを行い、アセスメントを踏まえた児童自立支援計画の作成・実施・評価を行い、児童相談所に対して家庭引き取り等に向けた検討課題の具体的提示を行えるよう支援体制を整えること。その際、親や子どもの意向が何処にどのように反映されたかが明確になるようにシステム化すること。

以上、これらの整理は暫定的であり、今後の研究成果等を踏まえ再考察されなければならない。

なお、本研究のデータ入力作業については、数人の方々に研究協力頂いた。この場を借りて感謝申し上げます。

〈文献〉

・松本伊智朗(2009)『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』平成20年度厚生労働科学研究報告書1～32頁。

・津崎哲郎(2009)「児童家庭相談体制の課題と展望 - 児童相談所の現状と今後の役割・機能を問う - 」『社会福祉研究第104号』鉄道弘済会、11～18頁。

『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的
困難の構造と社会的支援の在り方に関する実証的研究』

研究代表者 松本伊智朗

分担研究報告（Ⅳ 施設入所と終結をめぐる課題）

9 子ども虐待問題の援助における『終結』の判断—ネグレクトケースの分析—

横山登志子（札幌学院大学人文学部）

研究要旨

本報告では、複合的困難の程度が高かったネグレクトケース37ケースの援助展開とその終結状況の分析を行った。その結果、①援助展開では関係機関との連携が重要な手法となっており、なかでも子どもの日中活動の場である学校・学童・保育所の重要性が確認された。その他、連携先として多い順に保護課・社会福祉課、親族・友人・知人・近隣、児童家庭課・家庭児童相談員との連携が上位を占めていた。②一時保護利用や児童養護施設入所、ネットワーク会議開催は4割強の事例で実施されていた。③保健所・保健センターや保護課・社会福祉課との連携は、5歳ケースよりも10歳、14・15歳ケースで増えていた一方で、親族・友人・知人・近隣との連携は、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあった。④終結時の判断では「関係者の見守りにゆだねる」というものが最も多かった。終結時の判断として、本報告では「虐待の重症度」「介入による危険性の低下」「虐待者である養育者認識の変化や改善」「見守りネットワークの機能度」（見守りネットワークの機能度は、構成員の数、構成員と家族との関係性から判断）で一定の判断を導いた。分析対象となったケースのうち高いリスクを伴っての終結状況となったものが8ケースあった。そのほか、14・15歳ケースでは就職や進学が決まり終結となっているものの、社会的自立への困難性が危ぐされるケースや障害福祉の支援の必要なケースも複数みられた。

以上の結果から次の3点を指摘した。第1に「関係機関の見守りにゆだねる」場合の終結状況に関して一定の判断基準をもつこと、第2に終結にむけたクロージング（終結に至る援助段階の支援）の模索の必要性、第3に②終結時点のリスクアセスメントとモニタリングである。

A 研究目的

子ども虐待問題は単に子どもの発達や安全に対する不適切な関わりというだけではなく、背景にさまざまな問題を有していることが多い。それゆえ援助においては困難性が経験される。このような臨床的な印象を、実証的な調査によって明らかにしたのが本研究、平成 20・21 年度厚生労働科学研究「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」(松本伊智朗研究代表、以下「松本調査」とする)である。

この調査の結果が示唆するのは、子ども虐待問題への援助は「虐待問題そのものへの関わり」に加えて、当該家族全体を視野においた「生活基盤の安定をはかる包括的支援」の必要性である。子ども虐待問題を抱える家族にとって、いわゆる「虐待」とされる行為の背後にはさまざまな社会・経済的な問題が潜んでいるといえよう。

そこで、本報告では児童相談所がどのように「虐待問題そのものへの関わり」を先行させながら「生活基盤の安定をはかる包括的支援」につなげているのかに着目して検討することにする。特に、松本調査では後述するようにネグレクトケースで生活基盤の脆弱な家族の比率が高いことがわかっていることから、ここではネグレクトケースをとりあげることにしたい。経済的問題を抱える割合が高いということは、生活のあらゆる場面で具体的問題が生じている可能性があり、また子ども・家族の心理的状況や対人関係にも影響を及ぼしている可能性がある。ネグレクトケースでは、それらが高い頻度であらわれやすいということを

結果が示唆しており「生活基盤の安定をはかる包括的支援」の必要性がより高いと思われる。

以上の認識のもと、本報告ではネグレクトケースに焦点化した援助の「終結」時点に着目する。どのような社会資源を活用して援助を展開し、その帰結としてどのように終結を判断しているのかを捉えることで「虐待問題そのものへの関わり」に加えて「生活基盤の安定をはかる包括的支援」を意図した地域でのネットワークの様態が浮かび上がるものと考えている。子ども虐待問題は、児童相談所の援助の「その後」の支援体制がどのように組み立てられているかが重要である。なぜなら、虐待問題は再発可能性が高く、その危険性も高いと考えられるからである。「終結」は決して援助の終わりではない。

本報告は、児童相談所におけるネグレクトケースの援助における終結像を明らかにするとともに、援助における今後の課題を見出すことを目的とする。

B 研究方法

本報告では、松本調査のデータ(平成 15 年度に北海道の全児童相談所が虐待受理した 5 歳、10 歳、14 歳・15 歳のケースのうち、ケース移管等の理由で情報不十分の数ケースを除いた全 119 ケース。以下、松本調査データ)のネグレクト 55 ケースのうち終結となった 37 ケースを分析対象とした。終結したネグレクトケースの年齢内訳は、5 歳が 11 ケース、10 歳が 10 ケース、14 歳・15 歳が 16 ケースである。終結に至っていないのは 5 歳が 12 ケース、10 歳が 3 ケース、14・15 歳が 3 ケースであった。

データ分析にあたっては、以下の点を表にまとめてそれらの全体像を把握した。まず、終結の状況を把握するにあたって全ケースを通して重要と思われた①危険性の低下、②虐待者の認識の変化（認識に影響を与えるという程度も含めて）、③ネットワークの存在についてデータから判断した。特にネットワークについては「生活基盤の安定をはかる包括的支援」の観点からも重要性が高いと思われたため、ネットワークの構成メンバー、当事者（子ども・家族）とネットワークとの関係性、ネットワークの機能度の3点についてデータから判断した。ネットワークの機能度の判断は、ネットワーク構成メンバーが3者以上かどうかと、ネットワークと当事者との関係性（良好・良好ではないが関係維持・拒否）がどうかという点から6段階で判断した。

ネットワークは構成メンバーの数と質から機能度が判断される。線的な2者間の連携では支援力が弱く、3者以上の面的なネットワークによって支援することが望まれる。また、子ども・家族の社会的孤立を暗に深める監視・管理のネットワークにならないためにも、当事者である子ども・家族との関係性を意識することが重要である。3者以上の関係者によるネットワークが、当事者自身の思いや困難の視点を含みながら立体的に機能することが望まれると考える。

C 研究結果

1. ネグレクトケースの概観

本報告の目的であるネグレクト終結ケースの終結判断についてみていく前に、松本調査におけるネグレクトケースを概観しておくことにする。通告時年齢と虐

待の種別でいうと、全119ケースのうち身体虐待が46(38.7%)、ネグレクトが55(46.2%)、心理的虐待10(8.4%)、性的虐待8(6.7%)であった。ネグレクト55ケースの男女比では、男児が32(58.2%)、女児が23(41.8%)である。重症度は重度5(9.1%)、中度30(54.5%)、軽度18(32.7%)、危ぐ有り2(3.6%)である。また、通告受理時の家族構成は父母と子が20(36.4%)、母と子が29(52.7%)、祖父母・父母と子が2(3.6%)、父と子が2(3.6%)、その他2(3.6%)である。この場合、養父や内縁関係の養育者も含んでいる。主な虐待者は、実父が1(1.8%)、実母が46(83.6%)、実父母が6(10.9%)、継父が2(3.6%)である。世帯の課税状況では、課税世帯が5(9.1%)、非課税世帯が4(7.3%)、生活保護世帯が28(50.9%)、不明・記載なしが18(32.7%)である。生活保護世帯の割合は身体虐待10(21.7%)であったことからするとネグレクトでは高い割合である(性的虐待と心理的虐待は対象ケース数が少ないため比較できない)。調査者による生活の困難度の判断では、ネグレクトケースでは非困難が1(1.8%)、多少困難が9(16.4%)、困難が42(76.4%)、不明が3(5.5%)である。困難の割合を身体虐待の15(32.6%)と比較するとネグレクトケースの特徴が浮かび上がってくる。養育者の心身の状況は、精神的な問題が18(32.7%)、知的障害が14(25.5%)、その他の疾病や障害が12(21.8%)、対人関係攻撃虚言が10(18.2%)である。養育者の意識と社会関係については育児に否定的感情がみら

れるケースは 11 (20.0%)、虐待認識有りが 21 (38.2%)、支援の受け入れが 40 (72.7%)、支援になる公的機関有りが 34 (61.8%)、親身な友人・親族有りが 27 (49.1%) である。また、児童相談所との関わりでは受理前相談歴有りが 34 (61.8%)、一時保護有りが 25 (45.5%)、施設入所有りが 24 (43.6%) である。身体虐待と比較すると、受理前相談歴有りが 23 (50.0%)、一時保護有りが 24 (52.2%)、施設入所有りが 15 (32.6%) であることから、ネグレクトケースでは受理前相談歴、施設入所が高い割合で経験されている。児童相談所への最初の関わりが当該受理以前のどのくらい前かについては、1年未満が 2 (3.6%)、1年～2年未満が 6 (10.9%)、2年～3年未満が 11 (20.0%)、3年～4年未満が 3 (5.5%)、4年～5年未満が 2 (3.6%)、5年以上が 10 (18.2%) である。5年以上の割合を身体虐待と比較すると、5 (10.9%) であるからネグレクトケースは当該受理以前の長い経過のあるケースが比較的多いことがわかる。児童相談所の関わりの現状は、終結が 37 (67.3%)、施設入所が 6 (10.9%)、助言が 8 (14.5%)、指導継続中が 2 (3.6%)、中断が 1 (1.8%)、寄宿舎が 1 (1.8%) である。

以上のことから、ネグレクトケースでは他の虐待種別と比較しても複合的困難の状況が理解できる。また、そのために関わりが長期化するケースも少なくない。

2. ネグレクト終結ケースの援助過程における連携先

表 1 はネグレクト終結ケース (37 ケー

ス) の援助過程における連携先である。ケースごとに連携先 (情報収集や情報共有、制度利用などを含めて) をピックアップした。連携先の機関・人は 1 ケースにつき連携回数によらず 1 回のチェックとした。

表 1 の結果から以下の点が理解できる。

- ① ネグレクト終結ケースの援助過程における連携先は、多いものから、学校 (学童含む)・保育所が 37 件 (100%)、保護課・社会福祉課が 26 件 (70.3%)、親族・友人・知人・近隣が 23 件 (62.2%)、児童家庭課・家庭児童相談員が 19 件 (51.4%) であり、一時保護の活用 17 件 (45.9%)、児童養護施設への入所や連携が 16 件 (43.2%)、ネットワーク会議の開催が 16 件 (43.2%)、病院との連携が 15 件 (40.5%)、保健所や保健センターとの連携が 15 件 (40.5%) などである。また一時保護利用、児童養護施設入所は年齢が進むに従って若干増加傾向にあるものの平均 4・5 割のケースで利用されていた。
- ② 各ケースの連携先を年齢ごとにみていくと、保健所・保健センターと病院をあわせると 5 歳が 5 件 (45.5%)、10 歳が 10 件 (100%)、14・15 歳 (93.8%) が 15 件と増加をみている。病院との連携理由が実母や本児の通院先であったりすることから、幼少期よりも年齢が進むに従ってネグレクトの背景に養育者や本児の病気 (身体・精神) の影響力が大きくなっていくことも推察される。
- ③ 同様に年齢ごとで、保護課・社会福祉課との連携をみると、5 歳が 6 件